

第十六回 参議院大蔵委員会会議録第七号

(一一一)

昭和二十八年六月二十五日(木曜日)午後一時三十四分開会

出席者は左の通り。

委員長 大矢半次郎君
委員 委員

西川甚五郎君
小林政夫君
菊川孝夫君
松永義雄君
青柳秀夫君
岡崎真一君
木内四郎君
藤野繁雄君
松岡平市君
土田国太郎君
前田久吉君
三木與吉郎君
成瀬勝君
野溝勝君
森下政一君
堀木鉢三君
川上了君
林了君
委員外議員

政府委員 大蔵政務次官
大蔵省理財局長
大蔵省銀行局長
厚生省業務局長
通商産業省
鉱山局長
事務局側
会専門委員 常任委員
小田正義君
木村常次郎君

説明員
大蔵省理財局
第一課長 飯田良一君
証券第一課長 飯田良一君

- 保険業法等の一部を改正する法律案
(内閣提出)
- 造幣局特別会計法の一部を改正する法律案(内閣送付)
- 昭和二十八年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律案(内閣送付)
- 食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案(内閣送付)
- 食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案(内閣送付)
- 国民金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣送付)
- 昭和二十八年度における特定道路整備事業特別会計の歳出の財源の特例に関する法律案(内閣送付)
- 鉄道債券及び電信電話債券等に係る債務の保証に係る法律案(内閣送付)
- 昭和二十八年度における特定道路整備事業特別会計の歳出の財源の特例に関する法律案(内閣送付)
- 漁船再保險特別会計における漁船再保険の保証に係る法律案(内閣送付)
- 昭和二十八年度における特定道路整備事業特別会計の歳出の財源の特例に関する法律案(内閣送付)
- 保険事業について生じた損失を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律の一部を改正する法律案(内閣送付)
- 金管理法案(内閣提出)
- 証券取引法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 証券投資信託法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 委員長(大矢半次郎君)これより第

七回の大蔵委員会を開会いたします。

議事の都合により先ず一、保険業法等の一部を改正する法律案、二、造幣局特別会計法の一部を改正する法律案(予備審査)、三、昭和二十八年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律案(予備審査)、四、食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案(予備審査)、五、国民金融公庫法の一部を改正する法律案(予備審査)、六、閉鎖機関令の一部を改正する法律案(予備審査)、七、鉄道債券及び電信電話債券等に係る債務の保証に関する法律案(予備審査)、八、

昭和二十八年度における特定道路整備事業特別会計の歳出の財源の特例に関する法律案(予備審査)、九、漁船再保

険特別会計における漁船再保險事業に

ついて生じた損失を補てんするための

一般会計からする繰入金に関する法律の一部を改正する法律案(予備審査)、以上九案を一括議題として政府より提案理由の説明を聴取いたします。

○政府委員(愛知揆一君)只今議題と

なりました保険業法等の一部を改正す

る法律案は八法律案につきまして提

案の理由を御説明申上げます。

先ず第一に、保険業法等の一部を改

正する法律案でございますが、これは

前国会に提案いたしました保険業法の

一部改正に併せて、外國保険事業者に

関する法律の一部改正をも同時に行な

こととし、これを一括して御提案申上

げたわけでございます。

改正の内容でございますが、第一点

は、航空保険事業につきましても、海上保険事業と同じく、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律並びに事業者団体法の適用を除外することとしたことでございます。

航空保険事業は、海上保険事業と同様、国際性が強く、且つ引受け物件の額が巨額に上ることが多いので、料

率協定、再保険アール協定等の共同行

為が必要とされるのであります。この

ような特殊性に鑑みまして、海上保険

事業と同じく私的独占禁止法の適用を

除外することとしたのであります。

次に、保険会社につきましては、そ

の決算の完了に特に日数を要する事情

があるのに顧みまして、定期総会の場

合に限り、その株主名簿を閉鎖するこ

とができる期間を商法の規定にかか

ります。そのほか、保険会社の責任準備

金の計算に関して必要な事項を命令で

定めることとし、併せて外国損害保険

事業者の未経過保険料準備金を責任准

備金に改めることとするほか、若干の

規定の整備をすることといたしたので

あります。

第二は、造幣局特別会計の一部を改

正する法律案でございます。

造幣局特別会計におきましては、補

助貨幣回収準備資金を置きまして、政

府が補助貨幣を発行した場合におきま

しては、その額に相当する金額を回

収準備資金に編入し、もつて補助貨幣

の回収準備に充てて参つたのであります。

す。而して補助貨幣の製造に要する経費並びにこの会計の固定資産の拡張及び改良に要する費用につきましては、

一般会計から繰入を行つて来たのであります。

補助貨幣回収準備資金の状況及び一般会計の財源の必要からみま

して、これらの一般会計からの繰入を

取り止め、これを回収準備金から賄う

こととするものであります。なお右の

改正に伴いまして、従来一般会計に納

付することとなつておりました同会計

の決算上の利益金につきましては、こ

れを回収準備資金に編入することに改

めようとするものであります。

なお、以上の措置は昭和二十八年度

から適用することいたしたいと存じ

ます。

第三に、昭和二十八年度における国

債整理基金に充てるべき資金の繰入の

特例に関する法律案の提出の理由を御

説明申上げます。

国債の元金償還につきましては、從来

国債整理基金特別会計法等の規定によ

りまして、前年度首の国債総額の三分の

百十六の三分の一を一般会計又は特別

会計から国債整理基金特別会計に繰り

入れるほか、財政法第六条の規定によ

りまして、歳入歳出の決算上の剩余金

の二分の一以上を繰り入れることとな

つておりますが、最近における国の財

政状況並びに国債の償還状況からい

しまして、昭和二十八年度におきま

ては、一般会計からの繰入は、財政法

の規定による繰入のみにとどめること

としようとするものであります。

又、日本国有鉄道及び日本電信電話公社が旧特別会計当時負担していた公債及び借入金は、公社発足の際、一般会計の負担に帰属し、公社は同額の債務を政府に対し負担することになつたのであります。公社がその債務の元金及び利息を政府に支払う場合においては、これを国債整理基金特別会計に直接納付することとしようとするものであります。

第四に、食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由を御説明申上げます。

現在小学校における児童への給食の用に供する表等は、食糧管理法の一部を改正する法律附則第二項の規定により、農林大臣の定める特別の価格をもつて売り渡すこととなつておりますが、これによつて食糧管理特別会計に生ずる損失を補填するため、予算の定められた範囲内において、当分の間、一般会計から同特別会計に繰入金をすることができることとする必要があるとのことで、この法律案を提出いたした次第であります。

なお、昭和二十八年度におきましては、前述の繰入金として十五億六千六百余万円を予定いたしております。

第五は、国民金融公庫法の一部を改正する法律案につきまして、その提出の理由を説明いたします。

国民金融公庫は、昭和二十四年六月資本金一三億円をもつて発足して以来、国民大衆の旺盛な資金需要に応じて、その後数次に亘つて増資を行うとともに資金運用部資金の導入につとめ、昭和二十七年度末においては、資本金一三〇億円、資金運用部借入金六〇億円の資金量を保有するに至り貸付

額累計も約三七〇億円に達したのであります。昭和二十八年度におきましては、公庫に対する資金需要は相当多くあります。これにより昭和二十八年度においては、出資金四十五億円及び資金運用部借入金三十五億円計八十億円の新規資金の外、既往貸付金の回収金等百七十九億円を加えて二百五十九億円の資金のうち、約十一億円を資金運用部に返済して、なお約二百四十八億円の貸付が可能となるわけであります。

公庫の資金量の増大に伴い、公庫の業務を一層円滑に行う必要がありますので、更に次の諸点について公庫法の改正を行ふこととしたのであります。即ち、事務所の設置に関する制限規定を削除するとともに公庫の役職員の身分につきましては、さきに国家公務員法の適用から除外したのであります。しかし、その概要を御説明申上げます。

先づ第一に、戦時中主として外地で活動していた閉鎖機関は、現行法上、社債の弁済及び残余財産の処分が禁止され、在外債務の弁済のため、国内債務を弁済した残余の財産は、全額これを留保せしめることとなつてゐるのであります。これが改正いたしましたが、今回更にその退職手当につきましても国家公務員の例によらないこととすると共に、国家公務員共済組合法の適用を除外し、所要の規定を設けることにいたのであります。

第六に、閉鎖機関法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由を御説明申上げます。

閉鎖機関令に基く閉鎖機関の特殊清算につきましては、昭和二十年九月以降、銳意その処理を進めて参りましたが、この場合におきまして指定を解除された閉鎖機関が外国法人であるととし、この場合には清算事務を執行する機関を裁判所に請求しなければなりません。そこで、この場合におきまして指定を解除する場合には、清算事務を執行する機関を指定する旨の規定を設けることとしたのであります。

第七に、鐵道債券及び電信電話債券

ち、現在までに約八百五十機関が特殊清算の結了をみるに至りました。先般、特に民法及び商法等いわゆる一般機関につきまして、その指定を解除する措置を講じ、以て閉鎖機関の整理の促進を図つたのであります。昭和二十八年度予算において一般会計から四五億円を公庫に出資することと定められることにいたしたのであります。これにより昭和二十八年度においては、出資金四十五億円及び資金運用部借入金三十五億円計八十億円の規定を改正することにいたしたのであります。今更にその最終的な処理体制を整えるため、在外活動閉鎖機関につきまして、従来禁止されておりました社債の弁済及び残余財産の分配を認めることと定められることにいたしたのであります。しかしながら、閉鎖機関の指定を解除し、また、株式会社である閉鎖機関については、会社の継続又は新会社の設立の途を拓くことを目的として、この法律案を提出いたしたい次第であります。

次にこの法律案の主な内容につきまして、その概要を御説明申上げます。

先づ第一に、戦時中主として外地で活動していた閉鎖機関は、現行法上、社債の弁済及び残余財産の処分が禁止され、在外債務の弁済のため、国内債務を弁済した残余の財産は、全額これを留保せしめることとなつてゐるのであります。これが改正いたしましたが、今回更にその退職手当につきましても国家公務員の例によらないこととすると共に、国家公務員共済組合法の適用を除外し、所要の規定を設けることにいたのであります。

第六に、閉鎖機関法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由を御説明申上げます。

閉鎖機関令に基く閉鎖機関の特殊清算につきましては、昭和二十年九月以降、銳意その処理を進めて参りましたが、この場合におきまして指定を解除された閉鎖機関が外国法人であるととし、この場合には清算事務を執行する機関を裁判所に請求しなければなりません。そこで、この場合におきまして指定を解除する場合には、清算事務を執行する機関を指定する旨の規定を設けることとしたのであります。

第七に、鐵道債券及び電信電話債券

本法人である場合には、法令や定款の規定を排除して、国内において株主総会を招集し、清算人を選任して、民法及び商法による通常の清算手続に移ることができるようとしたのであります。第二に、株式会社である閉鎖機関が清算を行ふこととしたのであります。これは、現行法では、民法及び商法の規定によりまして清算を終了するほのかな限りであります。これを改正いたしましたのであります。第三に、閉鎖機関の国内残存財産を以て新会社を設立する途を拓くこととした。即ち、閉鎖機関の株主が新会社の設立を希望する場合におきましては、特殊清算人にその申立をなし、特殊清算人は、その申立の趣旨に従いまして新会社の設立計画案を作成し、株主総会に因ります上、大蔵大臣の認可を受けて新会社を設立することができるとしたのであります。

以上の手続により閉鎖機関の新会社が成立いたしますと、閉鎖機関の特殊清算は終了することとなるのであります。さらに在外債務を有している閉鎖機関につきましても、先に述べました通りに、在外債務と在外資産の差額及ぼすが、これで別に定める金額との合計額を留保せしめて社債の弁済及び債務の弁済を必要とする機関等にあります。政令で別に定める金額との合計額を留保せしめることとなつてゐるのであります。以上がこの法律案を提出いたしました理由であります。

第八に、昭和二十八年度における特定道路整備事業特別会計の歳出の財源の特例に関する法律案につきまして、その提案の理由を御説明申上げます。

特定道路整備事業特別会計におきましては、道路整備特別会計に基き実施せられる國の道路整備事業及び地方公共団体に対する資金の貸付等に関する政府の経理を取扱つておるのであります。昭和二十八年度におきましては、その財源に充てるため一般会計より二十億円を繰入れることができます。ですが、昭和二十八年度におきましてはその財源に充てるため一般会計より二十億円を繰入れることができます。これが新会社を設立することができるとの理由であります。

以上のことといたして、商法、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律、引当財産の管理に関する政令等に所要の調整を加えることといったのであります。

第九、最後に漁船再保險特別会計における漁船再保險事業について生じた損失を補てんするための一般会計からする繰入金に関する法律の一部を改正

○政府委員(高田正巳君) この問題につきましては、厚生省の所管いたしておりまする歯科医師の歯科診療に非常な関係のあることでござりまするので、厚生省といたしましては重大な關係を有するわけでございます。従いまして、この問題につきまして厚生省は何をしておつたかという御質問、或いは大蔵省からどういう相談があつたかという御質問、だらうと思ひます。極く率直に申上げますると、政府の内部のいろいろな事務的な手落ちがございまして、正式な相談なり何なりといふものを事前に実は受けなかつたのでございます。これは勿論厚生省といたしましても甚だ遺憾に思つておるところでありまするけれども、單に大蔵省を責めるだけではなく、私どもとしましても十分その点は反省をいたさなければならぬと存じてはおりまするけれども、実際の実情はそういうことであります。

○委員外議員(林了君) 只今の業務局長の御返事は頗る不満でありまするが、一応これについての大蔵省の御意見をちよつと伺いたいと思います。

○政府委員(石田正君) この金管理法の問題につきましては、前回の国会に提案いたしまして……。

○成瀬幡治君 政務次官に聞いておつてもらつたはうがいいと思ひますから、政務次官の来るまでちよつと答弁をお願いいたしました。

○委員長(大矢半次郎君) どうでしょ

うか、林君。

○菊川孝夫君 議事進行について一へ
委員長にお願いしたいのですが、まあ
こういう法律がたくさん出て参ります
て、これの審議も勿論必要でございま
すが、最近特に問題になつております
る、まあ新聞でも大分問題にしておりま
するし、雑誌その他も大分問題に
出したのですが、例の株主相互金融、
それから保全経済会、一体このまま放
置していいかということについて、そ
れから実情を大蔵省も調査しておられ
るらしいので、若し実情をはつきり
金貌を明らかにできないというなら
ば、秘密会でも結構ですから、機会を
見てこの問題を一遍……一体商法の規
定でどうしても取締れない、あの商法事長
の規定そのまま運用することになる
と、まるで匿名組合のときは預けてお
しまつたら、もうその責任者理事長
がどんなに使おうと勝手だ。一旦取ら
れてしまふたら、それはもう、極端な
例を申しますと如何なる用途に使お
うと勝手だというような商法の不備であ
るならば、これは商法を改正しなけれ
ばならんと思う。みんな問題で、而も
被害者は、今のうちは株式景気が非常
によかつたので去年あたりはそういう
被害は出なかつたと思ひますけれど
も、これが朝鮮動乱の成行き如何によ
つては日本の經濟もどういうふうに動
くか知れません。そういう反動期にお
きましては、恐らく怪我人がたくさん
出るだらうと思う。出してしまつてから
騒いでも意味ないので、今のうちにそ
ういう犠牲者が出来ないようにななければ
ならない、出してしまつてから大蔵省が
は知らなんだ、政府も知らなんだ、國
会も知らなんだ、それから騒いても
仕方がないと思いますので、一応この

国会中の適当な機会に大蔵大臣並びに
銀行局長等を一つ呼んで、この問題について私は実情を聴取し、又場合によつては、今問題になつておると言つては語弊がありますが、代表的なそういう業者をやつておる業者の出席を求めるとして、そうして証言を求めるというような機会をお作り願いたいと思います。その日にお入れ頗りたいと思います。その他はまあ理事会で決定して頂きたいと思います。

○委員長(大矢半次郎君) 只今の菊川君の発言された事項は非常に重要な事項であります。現下の我が国の経済界の非常に大きな問題だと私も思いますので、適当な機会に御趙旨に副うような、大蔵大臣なり、或いは関係局長の御出席を求めて十分質疑応答をいたしたいと思います。

○小林政夫君 今の問題は所得税法の改正に非常に關係して來るのであります。その間に挿んでやられんことを望みます。

○委員長(大矢半次郎君) 所得税法の改正にも、或いは又金融金庫法の改正等にも関連があります。いずれ適当な機会にこれを審議いたしたいと思ひます。

○政府委員(石田正君) この全管理法案につきましては、前回政府の提案といたしまして、国会に提出いたしまして、参議院におきましては大蔵委員会において御審議を頂きました。その期間中におきますところの成立を期しておつたのでありますが、丁度衆議院の解散がありまして、そのため不成立に終つたわけでありますが、今回はその同じ内容のものをこの新らしい国

会に提案いたしましたして御承認を頂きました。いと、こういう意味で提案することになりましたのでございまして、ただこの日附の点につきましては、従来は四日附の一日から施行されるということになりましたが、時期的の関係から申しまして、当然その日附を改めなればならん。で、大体この法案につきましては成るべく早く成立することをお望むところの声も生産業者のほうにおきましては多かつたのであります。が、衆議院の解散のために遅れましたので、できるだけ早く施行することになりました。どちらよいのではないかといふ意見でございましたとして、大体八月一日くらいに施行するのがいいではないだろか、こう思つておつたものと考えてあります。この点につきましては、私どもいたしましては厚生省とも実事上或る程度の連絡をとつておつたものと考えております。おりました。が、その間に手落ちがありましたらば、これはそういう考え方でおりましたので、別に厚生省の考え方を無視するとか何とかいろいろな意味は全然なかつたというふうを御了承願いたいと思うのであります。

はどうか、もう一漏はつきり伺いた
と思います。

○政府委員(石田正君) この金の問題
は非常にむずかしい問題でございま
す、生産者といたしましてはできる
だけ高い値段で売らなければ困るとい
う事情がございます。他面消費者のほ
から申しまするならば、これは成る
く安くしてもらわなければ困るとい
うことで、非常にまあむずかしい問題
でござりまするけれども、この法
に盛込まれておりまするような内容
を参ることが両者の立場を考えて一番
当ではないかという意味で、政府と
て意思決定をいたしまして前国会に
案いたしましたが、それが流れてしま
つたという状況になつておるわけで
あります。従いまして、今度のこの管
法の内容は、消費者の立場を更に何
申しまするか、悪くしようといふよ
な内容は全然盛込まれていないわけ
ございません。それがまあ第一点。そ
からしてこの法案が通りました場合
は、今までございまするところの法
から見まするならば、消費者のほう
不利になり、生産者のほうが有利に
なる、こういう結果を来たすわけでござ
います。これを四月の一日から行わ
まするよりも、八月一日から行われ
る、ということになりまするならば、生
者のほうが早くやつたほうが有利で
つたところのものが遅れた、消費者
ほうが早く不利になるのがその時期
遅れた、こういう関係であろうかと
いましたものでござりまするので、
ございまして、別段他意あるわけで
あ前の意思決定に基きましたならば
成るべく早く施行するのが適當では
いか、かのように実は考えておつたの
は

ございません。

○委員外議員(林了君) 時間を余り浪費できませんから簡単に伺いますが、只今のお答えでは我々のとにくら主管官庁である厚生省に、今度のことについて連絡されなかつたということはここでお認め頂けますか。

○政府委員(石田正春) 正式な書面で出してしまって、これでやりますからよろしくございますかということで、厚生省に書面を出してしまって、それから厚生省からよろしいということでやりましたような正式なもののはございません。併し事実問題といたしましては、こういうふうにいたしますと、連絡は当然あつたわけあります。これは通産省に対しましても同様でございまして、通産省に対しましても、今度八月一日にいたしますが、如何でございますか、それに対してよろしいと、こういうことではないのでございまして、そういう点はまあ手落ちの点はあつたかと思うのでありますするが、正式にはございませんでしたけれども、事実問題といたしましては施行するものであるということは、私は連絡があつたものと思います。

○委員外議員(林了君) 厚生省の御答弁と大蔵省の御答弁はよくわかりました。事務的な連絡の不十分であつたということもまあ認められたようでありまするが、要は我々の立場といたしましては、この口腔衛生に最も大事な金の入手が困難になるという事態が来た時に、一体これをどうするかという問題が最も大きな問題なので、実施の期日が十月の一日にお願いできれば、この前の四月の一日と同じように丁度区切りがよろしいので、或る一定の間の

頂きましたが、それによつて我々は確
保できるという立場なんです。でありますから、若し大蔵省或いは厚生省の
ほうでいろいろ／＼事務的に行違いがあつ
たというようなことであるならば、こ
の事態を一つどういうふうに善処して
頂けるかということ、要求は三百五十
キロずつお願ひしてござりますから、
或いはそれ以上に市中に溢れ出して
自由に手に入るかも知れません。これ
は先のことはわかりませんが、我々と
いたしましては、どうしてもこれは確
実にそれだけのものを確保して頂きた
いということが根本な我々のお願いな
んでありますから、その点如何でござ
いましようか。

いいます。その点も私たちのほうの現在の診療は社会保険診療で一定の価格がきまつております。従つて金が若しそう事態になつて参りますので、そこで特に今度の第二四半期の要求額だけは大体そんな値上がりもないというふうに私たちも考えておりますけれども、先ず第一番目の問題は、その適正価格で只今以上に要求額を何とか一つ満足して頂けるようにお取計らい頂きたい。

第二番目は、歯科の方におきましては医療用に受けるのでありますから、コストの点につきましても自由販売になるというようなことで大きな差ができると、医療の問題に響いて参りますから、その点は何か一つ善処して頂きたいという私たちのお願いでござります。

たしまして、できるだけ恰好な方法に
おいて処理いたしたい、かように考え
ておる次第でございます。

○委員外議員(林ア子君) 併せてこの委
員会の先生方にお願いいたしますが、
かような状況でありますので、若し政
府におきましてそういうような措置が
完全にやつて頂けるということであれ
ば私たちは何も申上げないのであります
が、若しきれないということをお願いい
ては、又この施行期日の点についても
御考慮頂きたいということをお願いい
たしまして、私の質問はこれで終りた
と思います。

○小林政夫君 今林議員の質問で、
厚生省のほうの高田局長にですが、歯
科用金の問題については林議員の心配
しておられるような点はあなたのほう
も同様に心配しておられるのですか。
八月一日の施行だつたら準備ができな
い、こういう見解なのかどうか。

○政府委員(高田正己君) 従来の事務
的な運びによりますと、七月一ヵ月
分の切符をつって、そうしてそれが七
月中に現物化されるということには從
来の運びではなつております。併し
ながらこれは従来の運びであります
て、法律が改正をされましたならばこ
れに即応したような事務的な努力をい
たさなければならん。従いまして、こ
れは大蔵御当局とも十分御相談をいた
しまして、お互に努力をいたしまし
て、事務的な運びをいたしたい、かよ
うに考えておるわけでございます。た
いうようなことにつきましては、これ
は自由の経済に放任されるわけであり

ますから、的確なる見通しは私どもは持ち得ないのでございます。従いまして、私どもいたしましては大蔵省と十分御相談をいたしまして確保して、円滑に歯科医師のほうに流れますよう努力をいたしたい、かように考えておるわけであります。

○小林政夫君 今理財局長からも話があつたように、一応この法案は解散前の国会において当委員会においては全会一致でバスした、本会議においても通過したのであります。参議院の本会議は……。従つて当然四月一日から施行されるような運命にあつた。厚生当局としては四月一日から施行するといふことで万般の恐らく準備がされおつた。これが今回の提案によつて八月一日まで四ヵ月延びた。延びたならば今までより以上に準備ができなければならん。それが今まで連絡がなかつたというようなことで、準備ができるにくい。そこで施行期日について厚生当局としてやはり二ヵ月くらい延ばしてほしい、こういうのか、ちょっとその点は筋として呑込めない。これであなたのほうとしては今政府提案の八月一日施行で厚生当局としてやれると思うのか、やれないと思うのか。

○政府委員(高田正己君) 前国会に提案をされました法律案につきましては、今日四半期四半期でやつておりますので、その切れ目であつたわけですね。これは結局問題は移り變りの時のことございまして、従つて今回の法律案につきましては、これが丁度四半期の半になつておる、途中になつておる、この移り變りの円滑を期し得たいというのが私どもの一番の問題なのですございます。これが政府質上げ以外

のものが、他のものが自由に取引されるということになりますて、その大きな影響につきましては、これは私どももいろいろ、心配しないわけでもございませんけれども、これは他の大きな要請によつて行われることでございまして、厚生省といたしましても止むを得ない措置ではないか、併しながら方針が切換えられる時にその移り変りの時期におきましては、これは相成らん、こういうのが私どもの考え方でございます。従いまして、今御指摘のようにすでに四月一日から施行されるはずであつたのに八月一日まで延ばして何故工合が懸いかという御質問がござりますけれども、要点はそういうふうな移り變りがあり滑に行われるかどうかということの点の心配であるわけでございます。

何ともなりませんけれども、これはの移り変りの時にクーポンの現物化いうようなことが円滑に行くかどうかという点を非常に心配をいたしておる勢がとられたのちにおいて今予想がかない事態に対し、少しでも準備いたされたるかどうか。そういう余裕があるかどうかということを心配しておるわけあります。

○小林政夫君 その予測がつかないと、は、四月一日施行しても八月一日施行などです。そういう場合の心構え、或いはこうなつた場合はどうしようかというようなことは、四月一日施行ということで……要するにこうう通貨用の金以外のものは全部野放にするという原則を了承した厚生省としては、そうなつた場合にはどうう手を打つのだ、こういうふうになつたらこうなるということは、四月一日施行であろうが、八月一日施行であろうと、準備がなくてはならん。私の想像では、今切符を出されたものが、果して統制があつた期間のこと完全に……厚生省が発行した切符有名無実のものになるからなんか、いうことであつて、統制撤廃後にたける措置といふものは、これが八月一日であろうと四月一日であろうと同じ値段が幾らになるという予測もできなければいけない。高くなつて後に手を打たなければいけない。それが期間のズレによつて違うはずはない。今自由取引になればならない。若し高くなれば……、或いは安くなつたらというようなことで、その移り変りの円滑に行くといふのを集約的に簡単にもう一遍言つてお

て下さい。どういう点が困るのか。
○政府委員(高田正巳君) 一ヶ月分の切符なら、金の法律がきまりましてから一ヶ月分の量で態勢を整えるか、あるいは三ヶ月分の量でもつて態勢を整えるか、つき詰めて行けば、そういうことになると思います。

○小林政夫君 今の問題について政務次官お聞きのことと政府部内において完全な事務当局の希望は原則は異存はない。施行も四半期の次の切れ目である十月にしてもいい、こういうことなんですね。その点について部内の連絡不十分によつてそういう意見が出てゐるが、どうしても大藏当局では八月一日でなければならぬのか、その点はどうですか。

○政府委員(愛知県一君) これは先ほど来お聞き及びの通りで、それから小林委員からの今の最後の御質疑の通りでありますて、大藏省としてはほかの法律案についても同様であります。が、大体前国会に提案したものと内容が違うものにつきましては、今回は非常に事務的にも手数を省きましたから、或いは八月一日ということについて確たる連絡を正式にしなかつたということは事実だらうと思います。ですからその点は瑕疵があつたといえばあつたかと思いますが、我々としては常識的に、前回御審議を願つたものはそのままの形で、且つできるだけ早く実施をしたほうがよからう、こう考えただけのことであつて、全然他意はなかつたのであります。

それから八月一日にするということについての可否の論議であります。が、

これは通産省側からも政府委員が出ておられます、大蔵省だけの考え方ではなくて、やはり事務的に格別に御連絡はしなかつたとしても、型のごくや官会議で審議をし、又閣議ではつきりきめたわけでありますから、我々としては八月一日でやつて頂きたい、こう考えております。

それからなおこれは、蛇足であります、要するに最後に今薬務局長が言われた点が問題の点なんでこれについては私どもの見解では、少くとも数量については私ども絶対自信を持てると思います。それから価格の点については、なるほどこれはわからないといいます、それが正直なところでありますと、が、私は大して御心配の点は、率直に申しましてないのじやなかろうかと田中ですが、ただ見通しの問題で、はつきりそういうことを申上げられるかどうかということになりますと、余りどうでも自信がございませんが、少くともこの四半期の中途にはなりますけれども、厚生省の御当局や、或いは小林委員の御心配のような点が万々ないと思いますが、なお改めて八月一日実施をするごとに十分その心配が解き得るよう、なお一月余りござりますから、篤と関係省當局で相談をいたしまして対処して参りたいと思います。

○小林政夫君 そうすると、今の歯科用以外の問題については一応政府當局の見解は、これは改めて一応質疑終了後には皆さんの御意見を聞かせて頂きたく思います、が、一般的にこういう措置をとつた後における金の価格、これがどうなるかということについて、現在における政府當局の見通しを誰か適

○政府委員(石田正君) これは御承の通りに、政府は四百七円で払下げすけれども、實際に金山なら金山が工業者に売払うときは五百十二円、それから実需者が買いますときは五百五円、こういうことになつております。その五百十五円ではやつて行けないというのが、これが金の生産業者申しておるところであり、それからいわゆる自由販売ということにすれば、もつといい値段がとれるであろうということを言つておるわけですから、従いまして五百十五円よりになるであろうということは、これ産金業者としても希望しておるところであらうし、又見通しをつけておるところでもあり、我々も又その点はそまま見ていいのではないかと想るのであります。併しながらこれは如に金と申しましても、使用者がどれだけの金が払えるかということにも関係するのでございまして、その両者のござきまるのであつて、今のところでそれは六百円になるであろうとか、一いは六百二十円見当で収まるであろうことを申上げますのは、これはまだ出ないものを予測するのでございまして、従いまして幾らぐらいなるであろうということを申上げるとは、ちよつと極めて何と申しますか、臆断でございまして、我々としては自信を持つて言えないという実情あると思います。

に売却しなければならない。」と書いてござりますが、その前のところに「その取得に係る粗金中に含まれる金量のうちで政令で定める金量を得るために粗金を」云々と書いてあるのでございまして、従いましてこれは全部売れというのじやなくて、政令の定めたところに従つた量だけ売ればよろしい、こういうことでございます。

○松永義雄君 そうすると、これは精製した金地金を売らなければならぬということではなくて、政令で定める金量を得るために必要な粗金ということについて、政令で定める金量のあるものに限る、こういうことですか。

○政府委員(石田正君) これは技術的な点に亘りまするので、非常に法律の文章としてはややこしくなつておりますが、くだいて申上げますと、先ず第一段階といたしましては、結局政府が粗金の納入を受けますと、政府は精製いたしますわけでございますが、何と申しますか、金地金としてどれだけのものというのを我々は狙つておるわけであります。それだけのものになるような量だけ納入して欲しい、こういうことでござります。これは技術的なことでござります。「政令で定める」と申しますのは、これは平たく申しますと、現在の状況では、一番初めから申しますと、金を買上げてから戻しておるわけであります。それが平たく申しますと、ころの量とというのがだん／＼殖えて来ているわけでありまして、最近では大体買上げた金量のうちの三分の二くらいを還元する。要するに政府の手持になるのは三分の一といふくらいな程度でやつております。今度はその三分の一なら三分の一だけ売つて頂いて、

○松永義雄君 それから第四条の買入価格のことですが、私これは新聞で見ただのですが、前回の第三国会で審議した当時の買入価格と称せられる価格が変更されて、値上になつたというような趣旨の記事があつたのですが、そのようなことになつておるのですか。

○政府委員(石田正君) 第四条に關しまする限りは、これは變つております

○松永義雄君 第四条に国際通貨基金協定できめた価格の範囲内で主務大臣が定める、とこう書いてあるのです。が、それは追つてきめるということですか、すでにきまつておるのですか。

○政府委員(石田正君) お話を点はこういうことじやないかと思うのでござります。この国際通貨基金協定の第四条の規定に従いまして換算いたしますると、一グラムが四百五円になるわけです。ところが実際問題といたしまして、その前におきましては四百一円といたしましては四百一円を四百五円、それだけにいたしたということがございます。それから政府が売ります場合には、四百五円でありまして、両者の許す範圍内におきまして、政府の手数料その他のマージンを定めまして、これは産金業者自体の採算を少し

でもよくするということにはいたしまして、したけれども、基本方針については全く変つておりません。

○松永義雄君 まあそれは日本では余り大きき問題にしてないようございましてけれども、金の価格については、相當日本以外の産金国では問題にして、それがアメリカではいろいろと大きな騒ぎがあるので、これを拒否しておるという事になつておるらしいのですが、只今まあ僅かだといえれば僅かですけれども、そういう変更があることは理論的に言えば何分の一のインフレーションとかわかりませんけれども、いわゆるインフレーションが進んで来る。一つこういうことでできるだけ安価で買うということが望ましい、それは産金業者の損得は別にして……。

○政府委員(石田正君) 値段が少し上がりまして、政府の買上げ価格が仮に一グラムについて四円という一%のものにいたしますても、上のとくことには、インフレ的傾向を助長するのではないかということで、慎重にやつたらどうかという御趣旨の御質問かと思うのであります。この点につきましては、これは為替レートその他につきましてもやはりその一本相場でやるということは必ずしものでございまして、為替の平価をきめる場合にいたしましても、やはり或る程度のマージンはあるわけであります。で金利相場につきましてはいろいろのものがございまますのと同じような意味合いで、手数料等につきましてもそういうような問題があるわけであります。従いましてこれは何と申しますか、国際通貨基金協定の建前から申しまするならば、平価をきめました場合にびちつときまつ

て来るところの価格の例えは一%など
一%の範囲内においては安くしてよ
しい、動かしてよろしいというようを
規定もあるわけでござります。それに
従つてやつておつたのを、元へ戻した
と言つたほうがむしろ本当かも知れぬ
いのでございまして、お話をよくなさ
る限り必ずしもそのインフレ的傾向
を政府がとつたためにやるとか、そん
いう気持でやるとかいうふうな考えは
毛頭やつておりますんでござります。
その点一つ御了承願いたいと思うので
ござります。

○松永議雄君 実際の国内における全
の取引価格はどんなものですか。

○政府委員(石田正君) これは金につ
きましては何と申しますか、公的ない
わゆる取引市場というものが、自由市
場というものがございませんので、従い
ましてこれを幾らくらいのところが金
現在の実際の相場になつていて、場所によ
りことはなかなか捕捉しがたいのござ
ります。併し實際にはどんなふうにな
つておるかと言ひますと、場所によ
りましても違うでございましようが、
我々のほうといたしましては一応地方
の財務局長に依頼いたしまして、どん
な傾向になつておるかということをま
あそれんの地方におきまして調べて
見当をつけておるものもござります。
その見当をつけておるものでございま
すが、これは先ほど申上げましたよ
うな性質のものでございまするから、正
確なことをこれによつてこうだとい
たしてみますと、これは地区によつ

て非常に違つておるようでござります。例えば去年の十一月におきまして、関東地区の管轄であります関東財務から言つて參りましたのが一番高く一グラムにつきまして、六百四十六というような数字を言つて来ておりました。これに対しまして、一番少いの南九州でございまして、やはり同じく区におきまして五百八十四円といふとを言つて来ております。そのほか各地区ごとに高低がございますが、大体我々が受けました報告の上と下とは、なんふうになつて来たようであります。

○松永義雄君 第一条ですね、「対外済の準備に充てるため政府が金を買上げること」とこういうことを言つております。情勢も非常に違つて来たのですけれども、日本の国際收支とこれを非常に最近やかましく言つて来ています。今お話によると、三分の一くらいは残して置いて、三分の一は政府が買上げる、今の情勢からすれば、三分の一を三分の二ぐらゐに殖やしても大した量ではない。できるだけ買上げ量を殖やすというのは、今日の同策として適切じやないかというようを考えられるのですが、買上げを殖やす……。

○政府委員(石田正君) これは政府自身が対外決済の準備を充実いたしますために、買上げを行うという点から申しますと、まさに松永委員のおつしやいました通りだらうと思ひます。併しながらこれは他面におきましては産業者といふものは金を持つておりますから、集中といふようなこともできたりうといふものでござりますが、今日この産業者の立場といふのは、採算的

に申しまして、非常に苦しいというのが実情でございます。従いまして、産業者の苦しい立場を考え、又政府としてもできるだけ多く買上げたい、こういうふうな気持がうまくミートすることが一番必要なわけあります。只今の実情から申しますと、相当産業者が苦しいのでありますと、先ほど申しました三分の一、三分の二というのを半分は政府が買上げる、半分は自由価格で流すということをいたしますのは、とても今の産業界の実情がこれを許さないものと遺憾ながら判断せざるを得ないのであります。

○松永義雄君 そういたしますと、金が自由販売で自由価格が出て来る、そういうふうでいいのですか。そうする

と、金だけがああ野放団に上つても、それは法律の上では止むを得ない、こ

ういうふうでいいのですか。

○政府委員(石田正君) これは政府が

買上げます場合につきましては、先ほどお話をございました第四条がござりますから、政府が買上げるにつきま

しては四百五円を動かすわけには行きませんけれども、その他のものにつきましては御説のように相成ると思いま

す。

○松永義雄君 そうするとまあ米の価格には統制がありますが、金のほうは

野放団にしておいて、それでいいの

ですか、大きな理論的な問題ですが。

○政府委員(石田正君) これはまあ非

常にむずかしい御質問でございまして、何とお答え申上げていいか非常

に判断に悩むのでございますが、まあ食糧というものは、これは国民の生活必需品で、実際問題といたしましてそれ

は生計費等に相当響くものであります。

す。金のほうについては、これは対外決済用の準備として蓄積するという意味におきましては、特殊な性格を持つておりますが、今のような自由販売の過程を離れた一つの産業用としてどういう値段がつかかということに相成ると思うのであります。この産業用の資材の点につきましては、先ほどからお話をありましたような工合に厚生関係の歯科用の問題、これは大きな問題だらうと思いますが、そのほかの問題につきましては輸出用の問題が次に重要な問題だらうと思ひます。但しその二つを除いたものにつきましては一般産業用と同じだとうふうに見られますし、又中におきましては多少資力のある人が買うということもありますので、そ

ういう点から申しまして米の価格を統制するから必ずしも金の価格を統制しなければならん、米の価格の統制がなくなつたから金の価格のほうも統制をしなくてもいいというふうに思ひます。

○松永義雄君 そうすると、自由販売なんだから、歯科用には行くのだろう、こういうことも考えられるし、見

かなくもいい、かように考える次第であります。

○松永義雄君 そうすると歯医者さんには必要だというのでは、歯医者さんに対するはそれを買入れる何かの便法が講ぜられておるのであるのですが、例えれば切符を与えるとか、そういうようなことがあるのですか。

○政府委員(石田正君) これは歯医者さんのはうの問題につきましては、從来も切符を出しておつたわけでありま

す。今度は自由販売になるわけあります。それで先ほどからお話をありましたが、今切符を出しておるところ

の量といいたしましては、歯科用の金の

占めておる量は相當に多いわけでありま

す。これが自由になつたら歯科用に来て申しますれば、これは政令の定めるところの量を変えて行くとどうよろな問題も又起つて来るのではないかと思つております。

○松永義雄君 これでお終いにしますが、今の見通しでは退職の虞れはない、こういうふうにお考へになつてお

ります。これが自由になつたら歯科用に来るにやないかと、いうことが御心配の主なる点だらうと思ひます。併しながらこれは逆に申しますれば歯科用の金が相当重要な対象をなしておりますが、その需要があれば相当の価格は出

て来るかも知れませんけれども、併し

その需要がなくなれば金の価格は下るであろう、こういう一面もあります。

それが非常にかね合ひがむずかしいところでございます。私たちいたしました

しては、この自由販売にいたしましても、量的に申して歯科用の金が入手で

きなくなるということは、量的に申し

ましてそういうことは先ずないのじや

ないか、かようく判断いたしております

わけですか。

○政府委員(石田正君) 大体そういうふうに思つております。併し間違つても、いけませんので、これは要するに、

どういうふうなところへ金を流したか

といふことにつきましては、始終我々

としても見ておらなければなりません

ので、これは報告を取りまして、どう

いうふうに流れて行くかということは

見て行きたいと思つております。

○藤野繁雄君 今松永さんのお話もあつたので、これは報告を取りまして、どう

いうふうに流れて行くかといふことは

見つけておるためには政府が金を買上げるといふこと

で金を確保して行けばこれくらい安全

なものはないのだという考え方もある

ようによつては、自由販売になつたの

をしなくてもいいというふうに思ひます。

○松永義雄君 そうすると、自由販売なんだから、歯科用には行くのだろう、こういうことも考えられるし、見

かなくもいい、かようく考える次第であります。

○松永義雄君 そうすると歯医者さんには必要だというのでは、歯医者さんに対するはそれを買入れる何かの便法が講ぜられておるのであるのですが、例えれば切符を与えるとか、そういうようなことがあるのですか。

○政府委員(石田正君) これは歯医者さんのはうの問題ですね。

○政府委員(石田正君) お話の点は、私はまあ現在歯科用の金というものは確保できるものと思うのであります

が、御心配になつております点は、金がみな退職されてしまつて、もう市中

に廻らんということが起りはせんか

と、こういうことを御心配ではないか

と思うのです。私たちは、そういうふうにはならないだらうといふ

ふうに判断をいたしまして、こういうふうにいたしておるのであります。併し

ながら、仮に不幸にいたしまして、そ

ういうふうなことが起るということが

あります。これが自由になつたら歯科用に

ありますれば、これは政令の定めるところの量を変えて行くとどうよろな問題も又起つて来るのではないかと思つております。

○松永義雄君 これでお終いにしますが、今の見通しでは退職の虞れはない、こういうふうにお考へになつてお

ります。これが自由になつたら歯科用に

来るにやないかと、いうことが御心配の主なる点だらうと思ひます。併しながらこれは逆に申しますれば歯科用の金

が相当重要な対象をなしておりますが、その需要があれば相当の価格は出

て来るかも知れませんけれども、併し

その需要がなくなれば金の価格は下る

であろう、こういう一面もあります。

それが非常にかね合ひがむずかしいと

ころでございます。私たちいたしました

しては、この自由販売にいたしまして

も、量的に申して歯科用の金が入手で

きくなるということは、量的に申し

ましてそういうことは先ずないのじや

ないか、かようく判断いたしております

わけですか。

○政府委員(石田正君) 大体そういうふうに思つております。併し間違つても、いけませんので、これは要するに、

どういうふうなところへ金を流したか

といふことにつきましては、始終我々

としても見ておらなければなりません

ので、これは報告を取りまして、どう

いうふうに流れて行くかといふことは

見て行きたいと思つております。

○藤野繁雄君 今松永さんのお話もあつたので、これは報告を取りまして、どう

いうふうに流れて行くかといふことは

見つけておるためには政府が金を買上げるといふこと

で金を確保して行けばこれくらい安全

のものはないのだという考え方もある

ようによつては、自由販売になつたの

をしなくてもいいというふうに思ひます。

○松永義雄君 そうすると歯医者さんには必要だというのでは、歯医者さんに対するはそれを買入れる何かの便法が講ぜられておるのであるのですが、例えれば切符を与えるとか、そういうようなことがあるのですか。

○政府委員(石田正君) これは歯医者さんのはうの問題ですね。

○政府委員(石田正君) お話の点は、私はまあ現在歯科用の金というものは確

保できるものと思うのであります

が、御心配になつております点は、金

がみな退職されてしまつて、もう市中

に廻らんということが起りはせんか

と、こういうことを御心配ではないか

と思うのです。私たちは、そういうふうにはならないだらうといふ

ふうに判断をいたしまして、こういうふうにいたしておるのであります。併し

ながら、仮に不幸にいたしまして、そ

ういうふうなことが起るということが

あります。これが自由になつたら歯科用に

来るにやないかと、いうことが御心配の主なる点だらうと思ひます。併しながらこれは逆に申しますれば歯科用の金

が相当重要な対象をなしておりますが、その需要があれば相当の価格は出

て来るかも知れませんけれども、併し

その需要がなくなれば金の価格は下る

であろう、こういう一面もあります。

それが非常にかね合ひがむずかしいと

ころでございます。私たちいたしました

しては、この自由販売にいたしまして

も、量的に申して歯科用の金が入手で

きくなるということは、量的に申し

ましてそういうことは先ずないのじや

ないか、かようく判断いたしております

わけですか。

○政府委員(石田正君) 大体そういうふうに思つております。併し間違つても、いけませんので、これは要するに、

どういうふうなところへ金を流したか

といふことにつきましては、始終我々

としても見ておらなければなりません

ので、これは報告を取りまして、どう

いうふうに流れて行くかといふことは

見て行きたいと思つております。

○藤野繁雄君 今松永さんのお話もあつたので、これは報告を取りまして、どう

いうふうに流れて行くかといふことは

見つけておるためには政府が金を買上げるといふこと

で金を確保して行けばこれくらい安全

のものはないのだという考え方もある

ようによつては、自由販売になつたの

をしなくてもいいというふうに思ひます。

○松永義雄君 そうすると歯医者さんには必要だというのでは、歯医者さんに対するはそれを買入れる何かの便法が講ぜられておるのであるのですが、例えれば切符を与えるとか、そういうようなことがあるのですか。

○政府委員(石田正君) これは歯医者さんのはうの問題ですね。

○政府委員(石田正君) お話の点は、私はまあ現在歯科用の金というものは確

保できるものと思うのであります

が、御心配になつております点は、金

がみな退職されてしまつて、もう市中

に廻らんということが起りはせんか

と、こういうことを御心配ではないか

と思うのです。私たちは、そういうふうにはならないだらうといふ

ふうに判断をいたしまして、こういうふうにいたしておるのであります。併し

ながら、仮に不幸にいたしまして、そ

ういうふうなことが起るということが

あります。これが自由になつたら歯科用に

来るにやないかと、いうことが御心配の主なる点だらうと思ひます。併しながらこれは逆に申しますれば歯科用の金

が相当重要な対象をなしておりますが、その需要があれば相当の価格は出

て来るかも知れませんけれども、併し

その需要がなくなれば金の価格は下る

であろう、こういう一面もあります。

それが非常にかね合ひがむずかしいと

ころでございます。私たちいたしました

しては、この自由販売にいたしまして

も、量的に申して歯科用の金が入手で

きくなるということは、量的に申し

ましてそういうことは先ずないのじや

ないか、かようく判断いたしております

わけですか。

○政府委員(石田正君) 大体そういうふうに思つております。併し間違つても、いけませんので、これは要するに、

どういうふうなところへ金を流したか

といふことにつきましては、始終我々

としても見ておらなければなりません

ので、これは報告を取りまして、どう

いうふうに流れて行くかといふことは

見て行きたいと思つております。

○藤野繁雄君 今松永さんのお話もあつたので、これは報告を取りまして、どう

いうふうに流れて行くかといふことは

見つけておるためには政府が金を買上げるといふこと

で金を確保して行けばこれくらい安全

のものはないのだという考え方もある

ようによつては、自由販売になつたの

をしなくていいといふ

ふうに判断をいたしまして、こういうふうにいたしておるのであります。併し

ながら、仮に不幸にいたしまして、そ

ういうふうなことが起るといふ

ふうに判断をいたしまして、こういうふうにいたしておるのであります。併し

はないかと思つておりますが、大体八トンを超えるのではないかというようないふうに考えております。曾つてにおきまして日本内地におきまして一番生産されました時は二十五トンくらい生産されております。私どものほうとしましては、二、三年前に金鉱業の復興対策を政府で決定いたしまして、増産の目標を決めましたときは、大体十トンくらいの生産を至急やりたいというような考え方でございました。現在そういうふうな考え方で進んでおります。

ではないだるうかと思うのであります。これらにつきましては相当金を集めまして、そうしてその金を非常有利潤を得るよな恰好に運用するという建前で金を集めておるわけでありますて、その間におきまして株の値上がり等を利用するために、そういう関係で、そういうものが株を買つておるという事実はあると思います。併しながらこれは実態關係といたしましては相当の株の売買があることは認められますけれども、有価証券の売買を業とするものであるというふうには見てないわけでござります。

にいたしましたならば必ずよくなると
いうふうには思つております。それ
から今の御指摘がありましたような工
合に、破産いたしましてから結果がわ
かつて後の祭というような式のものも
あることは私も否定いたしません。併
しながら検査をいたしまして、その結
果処分をいたしまして、そうしてやつ
ておるといふものもあるということを

けであります。ただそれはこの千円
なり、二百万円というものをすぐ上げ
るかどうかということにつきまして
は、これは現在業務を行なつております。
するところの証券業者の実情、それか
ら又一般にそういう株式によるところ
の増資といふものに対するところの金
融市場における資金の調達の方策とも
考え併せて慎重にいたすべきものだと
考えております。

○菊川翠夫君 東京、大阪一千万円で
その他二百万円というのは、法律で株式
会社であればいいということになつて
おつて、政令ですか、大藏省令で一千

なる小さな資本でもやれるものではないぞという意味におきましてこの規定がでておるわけであります。ただ政令で定めるということにつきましては、全体の事情というものもございますし、又地方ごとにいろいろ考へなければならん点もあるかと思いまして、政令に譲つておるというような形になつておるわけであります。

に頬を上下できるような工合に聞えたのでございますが、これは最低限を幾らに定めるかということは政令でできまるのでありますて、それがきまりました。たら、それから上に行くものはかまいません。けれども下に行くものは絶対にいけないという趣旨でござります。その点御了承願いたいと思います。

○菊川琴夫君 その点については意見がございますが、後で述べることにして、第三条の今度は第七号だけ追加された理由を一つお伺いしたいのです。第三条で前は第五号までであつたのですが、「第七号に掲げる有

が、あなたの今のお話では、株式会社になると帳簿の検査その他の非常に便利になつて、大衆投資者の保護を図る上にも便利だ、こういうお話をございま
すが、ところが実際はなか／＼……
地方の証券取引所へ參りまして財務局におきまして検査をやつておられるようでありますけれども、最近極端なのは名古屋で一つ、某証券会社は名義書換その他で証券を預かつたやつを全部それを着服したらしい、或いは銀行に担保を入れてしまつたらしいという事件があつたのを、名古屋の財務局からあなたもお聞きになつたと思うのですが、そういうふうにして、あとで聞いて見ますすると大してこれを検査しても何もわからなかつた、そういう事実が発生するまでさっぱりわからなかつた、これが株式会社にするとよくわかるのだというお話をございますが、どうも前以てわからんであとで調べるくらいの方法しかないんじやないか、実際問題として。

制限と申しますが、これ以上の資本金でなければならんというようなことをあなたのはうで制限をされるか、さもなければ奨励指導されるか、こういう点についてお考えであるかどうか、現にやつておられるかどうか。

○政府委員(石田正君) これはやはりこういうような工合に信用を相當重んじますものにつきましては、やはり自己資本の充実といふことも相当考え方なければならないわけであります。従つて現在政令によりまして東京と大阪におきましては最低資本金一千万円ということにいたしております。それから地方につきましては二百万円といふことにいたしておるわけであります。我といたしましてはこれは証券業者の自己資本というものは現状を以て足りるとすべきではなくして、将来又上げ行くよう努力しなければならん、かのように思つておる次第でございます。それから又名目的な資本金につきましては変えませんでも、我々は機会あるごとに証券会社に内部留保の充実

〇政府委員(石田正君) これは政令で
きめておりまするけれども、根拠は法
律の中にあるわけでござります。第三
十一条におきまして、こういう条件を
満たないものは登録を拒否する。三十
一条の九号のところに、「会社のう
ち、その資本の額又は出資の総額が、公
益又は投資者保護のため必要且つ適當
であると認められる金額で政令で定め
るものに満たないもの」というような
規定になつておりますて、これは先ほ
ど菊川委員から御質問がありましたよ
うな工合に、証券会社というものはや
はり或る程度の資本金を持たなければ
ならん、持つことが公益に適する
といふ法律では株式会社でさえあ
ればならんという制限を加えるとい
うことは、人権上と申しますか、自由
大蔵大臣が勝手にそれを二千万円或い
は三千万円といつて限度を設けること
はおかしいと思うのですが、どうです
か。

る運動のために多額の運動資金と申しますが、供應接待費が使われて、それが非常な金額に上つておるというような声明書を言つて来ておる人がございましたが、又それは事実だと思います。相当ここで、これなんか法律できめておけば国会ですから、なかなか運動しようといつたつてむずかしいと思うのですが、ところが官庁へ行つて運動することによつて一千万円が或いは二千万円にすることもでき、又五百万円にするというように、簡単に直し得るということになりますと、そういう弊害が生ずる余地があるのじやないかと思うが、なぜ法律でその時々に五千万円以下或いは三千万円以下というふうにして、そういうふうに制限するものなら法律できめておくべきだと思うのですが、そのほうがはつきりしておつていいと思うのですが、どうですか。

○説明員(飯田良一君) 第三条の第七号と申す規定は、証券投資信託及び貸付信託の受益証券に関してこれを届出の適用を除外するという趣旨の規定でござります。貸付信託とそれから証券投資信託と共に別に根拠法律がございまして、それによつて十分なる監督ができるております。従いましてその受益証券に関する内容その他に関しましても公益上の見地から大蔵省といたしまして十分これを監督しておる。従いまして内容自体非常に投資者保護のために必ずしも届出を適用しなくとも差支えがないという情勢にあるということ、又これらの受益証券は御承知のように毎月反復して発行されるというふうなものでございまして、その内容は全く同一でございます。従いまして、それを反復して同じようなものを届出するということも事实上必要ないであろう。両方の意味から今日簡素化の趣旨を以て投資信託の受益証券……。

のであります。

○菊川孝夫君 あなたの今おつしやるような理由でございましたら、この投資信託、貸付信託法を制定する際にこれを改正しておくべきではなかつたか。今頃改正するということは、そういう必要ないものなら、なぜその際に直さなかつたのでござりますか。その理由、今日まで放つておいて一緒にしよう、こいつのようなお役所仕事らしいのでございますが、どうですか。

○政府委員(石田正君) この証券取引法といふのは、届出に関しましては非常にやかましいことを申しまして、これは社債であろうと、国債であろうと、何であろうと、皆出すというふうなのが現行法なのでござります。そのため随分迷惑をこうむつておるというふうなことでござりまするので、我といたしましては、そういう届出の簡素化を全般的に講じたい、こういうことが先ず趣旨として出て来るわけでございます。社債につきましては、今日おきましては担保付社債という形で出でております。そのほかの社債といふものは特別の法令に基くところの社債でござります。これらにつきましては全部もう届出をやめてしまおうといふうに考えておるわけでござります。残るのは何かと申しますと、社債とそれからして今の二つに該当しないところの社債だけについてやろうと、社債の中で申しますと、転換債でござります。これにつきましてはこれより別途あれですが、五千万円未満の株式発行につきま

しては、これも届出をやめよう、かよ

うに考えておるわけであります。それ

ければならないと思います。それで証

券業界その他におきましては、一部に

資本

を

信託や或いは投資信託につきましても外

を

規

定

を

設

立

場

になつておりますことを申上げな

れば

な

い

か。

これが八割とか九割とかいうよう

と、こう思つております。それから今

の話の点になりますが、我々は行政

上からこの範囲において手とりを持

つと、こういう意味なのでございま

す。今の二十五でも四十でもいいとい

うことは、ゆとりを持つということに

なるから、事業に手を持ち得るとい

うことから結構ですが、それが狭いもの

にしてしまつたら、或るときにはい

が、或るときには非常に困るというの

ではないかんのではないか、かよう

に考

え

る

か。

これが五十五で抑えてやつて来ております

あります。まあ今までの従来の経験

であります。

それで

おきまして清算取引をやりたいとい

うことを言つておりますけれども、これにつきましては我々は賛成い

たしておりません。併しながらこの現

状況

を

考

え

ておるわけでござります。

○菊川孝夫君 ほかの委員会が呼びに来ておりますので、急ぎますので、も

う

一

点

を

簡単

に

し

よ

う

こと

い

う

と

い

う

と

い

う

と

い

う

と

い

う

と

い

う

と

い

う

と

い

う

と

い

う

と

い

う

と

い

う

と

い

う

と

い

う

と

い

う

と

い

う

と

い

う

と

い

う

と

い

う

と

い

う

と

い

う

と

い

う

と

い

う

と

い

う

と

い

う

と

い

う

と

い

う

と

い

う

と

い

う

と

い

う

と

い

う

と

い

う

と

い

う

と

い

う

と

い

う

と

い

う

と

い

う

と

い

う

と

い

う

と

い

う

と

い

う

と

い

う

と

い

う

と

い

う

と

い

う

と

い

う

と

い

う

と

い

う

と

い

う

と

い

う

と

い

う

と

い

う

と

い

う

と

い

う

と

い

う

と

い

う

と

い

う

と

い

う

と

い

う

と

い

う

と

い

う

と

い

う

と

い

う

と

い

う

と

い

う

と

い

う

と

い

う

と

い

う

と

い

う

と

い

う

と

い

う

と

い

う

と

い

う

と

い

う

と

い

う

す。ですから、それをそのまま襲を返しますならば、これは四十五となるわけでございます。現行法は、それを三十にしようということは、五十五を七十にしよう、こういうことになるわけでございます。やはりそのくらいの余裕というものはとつておいたほうがいいのじやないか。但しこの基礎供与率のほうで百分の七十まで供与ができるものを百分の八十にするということは、勿論できないわけでございます。

併し大蔵省といったしましては、今の情勢からいつて、百分の七十といふのが限度であるけれども併し百分の十五が適当であるということを認めれば、大蔵省としては百分の五十五で抑えておくわけでございます。

○菊川孝夫君 そうしますと、大蔵大臣と申しますか、大蔵省の御見解によりましては、或る程度株式の動きをこれで動かすことによつて操作ができるという結果になるのじやないですか。

○政府委員(石田正君) お話をよくな点はあり得ると思ひます。要するに市場の状況をこれはもう少しチエックしたほうがいいのじやないかという場合には、供与率を下げまして、それからやはり今の状況がいいということありますれば五十五にし、又それからもう少しこれは活発にしたほうがいいとなれば、これは一時的の問題になると思いますが、そういう場合には引上げる、かよくなことに相成ると思います。

○菊川孝夫君 そういたしますと、これは非常にデリケートな問題だと思うのですけれども、今まで或る程度大蔵大臣の考え方によりまして、それを引継めたり、或いはちよつと緩めた

りする」とがこれはあつたかも知れませんけれども、あなたがたのような経験に富んだ立派な人がおられるときに、はいいけれども、これをちよつと悪用するということになりますと、すぐ株式市場に影響して来るというようなる虞れが将来において起らないだらうか、この点についてお伺いしたいが、それについては国会としては法律上は別にこの範囲においてやられるのですから、何ら容認することはできない。業者と大蔵省との折衝によつてやつて行かれるということになりますと、一般投資者と言いますか、投資者はそれによつてあやつられて結局損害をかうむるということになりますね、その危険がございませんですか。

度だというので五十五をば作つたのであります。しかし、これがおかしかったわけであります。そういう点も勘案いたしましてやつたわけでありまして、率直に申しまして、政府としてこの際七十にしようという、そういう趣旨ではないということを御了承願いたいと思います。

○菊川孝夫君　あなたの今のお話で、信用取引が占める割合というものは大きではない。仰せの通り額から言つたらそうですが、実際市場の動きをうけた僕らは実際の経験はない。新聞を見て、或いは経済雑誌を見ての話であります。第一番に目につくのは指定終柄、言い換えば平和不動産とか、それから何でしょうか、東京海上、不動産、あの二つですが、あれは大抵動いているのは信用取引で行つてゐるので、すけれども、これが火がついて来るとき、ほかの株にもみんな影響して来ると、いう、こういう実情だから、或いはこれを直接操作することによって一般にも影響して来ることになるのじやないか、一般的の状況を見ておりますと……。

○政府委員(石田正君)　海上とか、平和不動産などをお考えになつてのお話かと思います。あういういわゆる花形株、そういうものをシテ株と言われていますが、あういうものがあういうふうな量において取引が行われることがいいか悪いかということにつきましては、我々も一応の見解を持つております。併し役所といたしまして、そういう取引がありましたときに、このくらいの量にしなければいけないと何かと規定じやないかという声も相当強かつたわけであります。そういう点も勘案いたしましてやつたわけでありまして、率直に申しまして、政府としてこの際七十にしようという、そういう趣旨ではないということを御了承願いたいと思います。

お見聞は三えまます。なぜそれじや今度証券業者につきまして株式会社という形態をとつたのか。これはひとり証券業者ばかりの問題じやないと思います。大蔵省所管の事項にいたしましても、銀行とか、信託会社とか、いろいろなものがござります。そういうものは、大体株式会社ということを基本としてやつておるわけであります。我々のほうもいたしまして、証券業者というものは銀行や信託会社と同じような信用のあるものになつてゐるかどうかといふと、私率直に申しまして、それまで行つてないと思ひます。我々証券のことを預かつておるものといたしましては、業者自身これをそれくらいなところに、あらゆる機会をとらえて形式的にも内容的にも持つて行かなければならぬといふことを理想としなければならないと思ひます。何と申しますか、従来の証券業者は、相場師であるということを以て誇りとしていたような傾きがありましたが、やはりそういうものじやなくて、証券の流通につきまして満足な媒介をして行く、こういうような気持でやつて行くといふことがいいのではないか。それが一つの理由でございます。

につきまして或る種の限度を設けて行つたらどうかというようなお話をあります。まあそれがいいか悪いかといふことは問題がございますが、我々としましては、逐次資本金といふものの額をきめまして、あの通りもつて行きたい。そこで個人が証券業者をやつておりますような場合に、一体資本金とは何だということを言つてみますと、実に督促がむずかしい点がござります。この人は資産があるからいいというような工合に行つてよろしかどうか。それからいろいろ問題が起ります。した場合にどうなるだろうということを申しました。この人は頭をひねらざる申しますと、御承知の通り取引所はつきまして、これは頭をひねらざる申しますが、漸次そういう方向に行くということで、株式会社にしてやつたほうがいいのじやなかろうか。ということを考えまして、提案申上げまして御審議を願つている、かような次第でございます。

○小林政夫君 アメリカの証券市場の実情も、却つて個人のほうが信用の高いデーターもある。そういう点から言つて、今お話をような点もあります。

ありますが、これは要是株式会社にしても個人としても経営者なんです。問

題は、株式会社なら役員を替えればい

いといふことになつて来るが、個人は

一旦しくじつてこの法令によつて处罚

を受けたらもう再起不能だ。こういう

ことで業に対する責任の痛感といふ

ことから考えて、あなたは

の言われるよう個人の信用薄きもの

として全然認めないのだといふ

ことなどがあつても困るのはな

いふな点から考えて、これは

だけその設置ができるようにするとい

つ好にすることがいいかどうか。放つてしましては、逐次資本金といふものの額をきめまして、あの通りもつて行きたい。そこで個人が証券業者をやつておりますような場合に、一体資本金とは何だということを言つてみますと、実に督促がむずかしい点がござります。この人は資産があるからいいというような工合に行つてよろしかどうか。それからいろいろ問題が起ります。した場合にどうなるだろうということを申しました。この人は頭をひねらざる申しますと、御承知の通り取引所はつきまして、これは頭をひねらざる申しますが、漸次そういう方向に行くということで、株式会社にしてやつたほうがいいのじやなかろうか。ということを考えまして、提案申上げまして御審議を願つている、かような次第でございます。

○小林政夫君 そうすると、将来今ある取引所以外に取引所は認めたくない。成るべく現状のままで今登録してこれ以上言うと議論になりますが、アメリカでも個人のほうがむしろ信用を得ています。そこから考えてこれは相当考えるべき問題だと思います。

それから今度取引所を免許制にした点ですね。免許制にした理由、それを一応伺いたい。

○政府委員(石田正君) 現在の建前か

ら申しますと、御承知の通り取引所は

取引さえすればよろしい。登録すればよろしいというこになつております。

○政府委員(石田正君) これは将来の見通しの問題になると思います。将来の見通しといたしましては、私はもうこれから認めないのだということを申しますのも独断かと思います。何故こ

ういうようなことを我々が今あれして

いるかということは、今でも相当無理

なところがあるのじやないだろうか。

これから先出来ることになつて

いるかといふことが私は問題の中心に

なるだろうと思います。その地域々々におきまし

て、どのくらいの取引が現在行われて

いるかといふことが問題の中心に

なるだろうと思います。従いまして、

そういう何と申しますか、非常に活潑

になつたのがございます。東京とか大

阪とか名古屋とか、大都市だけで活潑

になるのではなくて、最も地方におきま

して、こういう規定をやつたわけであり

いのではないかといふふうに思いました。

従つて現状のようなまま証券界

の状況というものが続く限りは、やは

り免許制で行くべきではないか、かよ

うに考えます。

○小林政夫君 余り取引所を地方都市

に分散させないで中央集中的にやつ

て、そういうことのようにも思えま

す。そういうふうに思いましたが、日本

の実情といふふうに思いましたが、日本

て、今のところではそういう方向で暫く実施いたして行きたい、かように思つております。まあ役所は成るだけ世話をやかないで、実態に最も即したところでやつて頂くのが私はいいと思ひます。根本問題としては、併しまあ何から何までそういうふうにしていい実態になつてゐるかどうかということは、併せ者えなければならぬ、かように考えております。

○野溝勝君 二、三お伺いしたいと思います。なか／＼これは厖大な内容に亘る法律案でございまして、事いやしくも金融にも関係を持つておる法案でございますし、簡単にはそのこの審議ができるものではないと思ひます。でありますから、今日は私二、三点だけお伺いいたしまして、逐次質問をいたしてみたいと存するわけであります。

先ずお伺いいたしましたのは、一体この法案を見ますると、公共性のあると

いうことを強くこの提案理由の中に詰つておるのでございますが、併し、こ

れは元から公共性ということを認めておられたのですか、こういう点を一つ先ずお伺いしておきたいと思ひます。とい

うのはですね、石田さん、特にこの法案に三ヵ所も公共性々々と謳つておられるのですよ、その公共性に鑑みてといふことでこの法案を出されたようですが、今までは公共性でなくて非公共性であつたかどうなのかということをお伺いしておきたい。

○政府委員(石田正君) 今のお話は、主として投資信託法の改正のほうの問題でございましょうか、証券取引法の

この問題が取上げられたわけでありません。そのときに証券業者のいわゆるあなたの方に、本法案で言われるところの有力なる会社、弱体会社ではない、逆の有力な会社と言われるお墨々がここに来て、委員の質問があつた。そういう問題について一つ取引所の代表者たる皆さんにおかれでは何とか公共性に鑑みて、一つかような社会不安を処置する方法はないか、善処する方法はないかという質問に対し、どうも株の売買をしているところでござりますから、多く株を持った者が株式の代表者になるということまでは何とも言えませんという意見なんです。私はその解説は、現在の株式乃至は取引所の考え方といたしてはこれはいたしかたないと思うのです。そういう意味で私の考えは、この公共性というのは、資本主義的公共性であつて、これは一體国民的公共性には当らんのですよ。手方の不安のないよう、運営的措置を織込むような法案を具体的にこの中感情といいましようか、その取引の相会性ということを考えますならば、私は却つてこの取引をするところの国民に入れるべきだと思う。然るにこれを見ますると、公共性の連鎖は三ヵ所も四ヵ所も見られるのですが、特定の取引所の有力者を支援するということにつきましては、具体的にここに規定されていない。こういう点は私は意見に亘りますが、誠に遺憾と存じます。そこでこの点を一つお聞きしておきたい

のでございますが、この法案の改正の趣旨の中には、さようなことを深く考えておられて、この法案を出されたのですかどうですか、「一つこの点をお伺いしておきたいと思います。」
○政府委員(石田正君) 非常にむずかしい御質問でありまして、どういうふうに答えましたら御質問の趣旨に沿いますか、迷う次第でござりますが、この証券取引法と申しまする法律が、これは根本的なものといたしまして、個人なり或いは会社なりが、有価証券の売買をやる業者じやございません。一般に個人が売つたり買つたりする、そういう場合におきましては、それは自己の危険の負担においてやるのだということを建前といたしておるわけであります。要するにこの道に、これを業者のほうの立場から申しまするならば、業者が自分で以て自分の勘定で売つたり買つたりしたところの損益金は当然自分が負うべきであります、お客様の売買を媒介いたしました場合におきまするその負担と申しますか、危険と申しますか、それはお客様のほうで持つて頂くのだということが根本になつて現在の法律というものができていると私は思うのであります。従いまして、そのお客様の売つたり買つたりするものにつきまして、お客様が得をしたり損をしたりいたしました場合の危険まで、証券業者が負うとか、或いは国家がそういう場合の補償をするというようなことは、この法案の全体のあれとしては考えておらないといふ内容になつてゐるということを申上げたいでござります。

それから第二点に証券業者でござりますが、証券業者につきましては、これは我々は証券業者と接触をしておりまするから、証券業者に対しまして、今までいろいろな例を挙げてお話しになりましたが、如何かと思われるような取引については、まあ成るだけ自制して欲しいということを要望いたしておられます。併しながらこの取引について、それを政府が或いはやつぱりこれはやりなさいとか、これはやつてはいけないぞとかいうふうな一般的なことをしようという意図は、この中には盛込まれておらんわけであります。株式のことを見たが見ておりまして、非常にむずかしい点は、取引というものが売手と買手に分れておりまして、大体この売手が得をするか買手が得をするか、どちらが損得かというような形で互いに敵対関係にあるということが実情でございます。従いまして、政府が何をいたしまするということは、結果的に言いまして、売手が買手かどちらかの肩を持つという結果、どちらか得をするということが起りがちなのでござります。従いまして、我々はやはりまあ政府といたしましては、取引の内容に立ち入つてどうこうというふうなことは、一般的には差控えるべきものである、かように考えます。ただ悪質なるところ取引、例えば仮装売買をやるとかいうことでありまするならば、これはいけないということが言われておりますが、実際やつておりますところの取引に対しまして、それがいいとか悪いとかいうことは、一般論といたしまして避くべきじゃないか、かよう考へるわけであります。

に商法とか取引業法というような関連において私は質問申したのではなくして、この法案だけから考えるといふと、それは取引所を中心としておりますが、実際においては国民の福祉経済ですからね、問題はやっぱり国民の福祉経済から出発しているのですよ。ですから、そういう点から見るならば、取引所に対する内容並びに運営等に対して改正法案を出すということも結構だが、同時に私から言えば、やはり有価証券なら有価証券というものはこれはやはり国民が扱うのですから、そういう点については、やはり商法との関連において通産省あたりとも十分相談をして、そうして国民の福祉経済に副作用のような法案として出さなければならんというのが私の考え方なんです。そこでこの取引法を出すときに、そういうなんといいますか、商法との関係においても検討し合つてこれを出されたのですか、そういう点を聞いておきましよう、参考に。

○政府委員(石田正君) 御質問の御趣旨がよく私先ほど申上げたように呑込まれませんで、誠に恐縮ですが……。

○野溝勝君 いや、わからなければ言いますよ。国民生活との関係の問題で、特に福祉経済に必要な問題ですよ、取引でも何でも経済に関係したことは、大体において株式の問題は商法でやるべきものでしよう。それでそういう有価証券を扱うような問題に対してはそういう関連において問題を考えなければならん場合もあると思うが、そういう点について考えられ、その対象となる商法の問題については通産省あたりとも打合せをされたことがある

かないか、こう言うのです。
○政府委員(石田正君) これは、商法の問題は主として法務府がやつておりますから、商法自体の規定につきましては、これは法務府と勿論我々は打合せをいたしております。それから御趣旨の点は、通産省との関係と申します。いうと、先ほども具体的にお述べがございましたけれども、例えば会社乗取事件というようなものがある、それは通産省としては好ましいことであるか、好ましくないことであるか、通産省がそれは好ましくないと言うときにはこれをとめるというようなことができるようこの法案の中に織込んであるかどうか、こういうような御趣旨でありまするならば、そういうふうな規定の趣旨はこのうちにはございません。
○野薦勝君 別にそれをあるかないかということを私も具体的に聞いたのではないのですが、今そういうことに 대해서までの内容をここに規定してないというお話をですから、その問題はそれでわかりました。
次にお聞きしたいことは、株式取引につきましては、従来のような思惑的なことを余りさせないようにして行きたいということを先ほどちよいと聞いたのですが、併し實際においては行政府としてはいろいろ、善処しているがわからんが、そのあなたのおつしやることと、事実株式界における動きと、いうものとはそんななまやさしいものではないので、大きな変化をしているわけですから、そういう点について一体政府の考へているこの取引法によってこういう大きな変動なり、大きなうねりを持つていて動きに対しても、ご

の取引法というものははどういう一體力をこれに持つてゐるものか、又はどういう一つの影響を持つてゐるのか、又は影響が全然ないのか、一つこの点を明らかにしておいて頂きたいと思います。

○政府委員(石田正君) これは今野溝先生から、証券業界の実態というのは、そうなまやさしいものではないというお叱りを受けましたが、我々といたしましても、必ずしもその点証券界というものはもう心配のないものだと毛頭考えておりません。實際の行政の問題につきましては、そういう点をできるだけ早く直して参りたい。かように思つてゐるわけでありまして、過般来いろ／＼新聞紙上等を騒がせましたへタ株の問題にいたしましても、我々といたしましては断固たる処置をとつた。そのため非常に市況を悪化させたという非難を受けましたけれども、悪いものは悪いとしてなくすという方向につきましては務力いたしている次第でございます。

整備しなければならんと書いてあります
が、この監督規定の整備と言います
か、この内容を見ると、大したことは
ないのだが、どの程度一体抑えて行け
ますか、弱体業者は或る程度抑えられ
るが、この弱体でないかのものは、
有価証券を余り保管している場合は早
く返させるようにすると言うが、実際
問題として、失礼でございますが、なか
なか手がそこまで届かないと思します
が、そういうようなことに対してもう
いうような監督を具体的に打ち出す
か、この法案だけではわかりませんか
ら、御説明願いたいと思います。

くことが大切ではないかとやります。
それからこれは接觸面を通じての問題でございますが、それはいろいろな具体的な希望意見の陳述その他の場合に起る例でござりますが、もう一つは何と申しましても検査をよくやることであると思います。検査をよくやりますので、そうして法令に抵触している場合は勿論のこと、一般常識から申しまして如何かといふものにつきましては、これは警告を発して漸次そういうことを行わせないようにする、そういうことが必要な面が相当ありますせんか、そういう面においてまあ短い間でございますが、努力をして参りまし
たし、今後も努力をして参りたいと思つております。

す。だからそういうことを、実はこういう改正をしなければ、こんな弊害が起つたのですということをざつくばらんにここで説明してもらうと、改正の必要がより一層我々に了解できるのではないかと思うのですが、その点はどうですか。

○政府委員(石田正吾) これは何と申しますか、今の実情で申しますと、具体的に数字を以て申上げる段階ではないと思いますが、私がこれをやつて見ましても、例えば去年の暮あたりから今年の初めにかけまして、投資界が非常に景気がよいということになりますると、どん／＼会社ができるてくる、景気が悪くなると破綻を来たす、こういうふうな問題が切实に感ぜられるわけであります。そこでそういうふうなことがないために、ということをまあ役所的に考えますれば、これは免許制にして締つて行くことが一番いいじゃないかというような考え方でもつと考えなければならないというふうな工合に思つております。

それからまあ現在の数にいたしましても、証券業者というのは全国に亘りまして八百五十近いものがあるわけでございます。これが一体多いのか少ないのかということが常識論としての問題であるうかと思います。ただ、併しこの問題につきましても、やはり証券業者というのが、我々が見まして非常に感じますのは、我々の大蔵省の中の行政におきまして、銀行とかあいふうなものと比べて非常に感じますのは、非常に内容が違つておるといふことがあります。大きなものは純然

持つものがあると同時に、地方等におきましては、貸金業者にも及ばないといふようなものもあるわけでござります。地方なんかの事情によりまして非常に違つておりますので、これらの方のものを一率にやつて行くということ是非常にむずかしいという内容をもつておるわけでありますので、従いましてその点から申しましても、免許とか何とかいうふうなところまで行くといふことはむずかしい事態になつておるといふふうに考えるのであります。まあ今森下委員からも御指摘がありましたが、やりたいものはやりたいもので何でもやらせて、証券民主化ができるというよくなき考え方については反省をしなければならないのじやないかといふ考え方を率直にもつておるわけであります。具体的な方法としてどうなるのかということになりますと、余り激激なことはすべきじやない、かようになります。

十ばかりの業者が今存在すると申しますが、それが今八百五十九であります。それが今八百五十九であります。それが今八百五十九でありますから、從いまして五百ぐらいのものが、四割がつぶれたというような計算も出て参るわけであります。これはどうしても困るというのが、我々の何とか防止できないかという点は率直に言つてその点からも言えるのじやないかと思います。

それから具体的にどのくらいの損害を起したかという問題になりますと、やめたものの中には恐らく大体工合が悪いからやめたんだと思ひますけれども、本当に迷惑をかけてやめたものと、大して迷惑をかけないでやめたものと両方あると思います。それから大蔵省で、こういうものは銀行などと連いまして免許制ではございませんから、悪いものは検査して登録の取消をしてつぶすということはありますけれども、そうでなくて一般的につぶれて参りますする場合にどういうふうにあとの処理をするかということにはタッチしていないわけであります。従いまして、実害としてどれだけのものが大衆に加わったか、こういう点につきましては、遺憾ながら正確に申上げる数字がございません。ただ、今申しましてのような規模からいつて、相当何といいますか、他に影響を及ぼしたてあります。

○政府委員(石田正君) これは今の大字の中であげたもので一応分けて見ますと、要するにこれはいかんといふ役所で取消したものについては大体内容がござるが三百五十ぐらいあるのです。そういう実態になつております。だから取消をしたものについては大体内容がござるが、それから法令違反等をやつておりますとか、そういうようなことで取消したわけでございます。それから廃業をしたものにつきましては、一応の推測としては業況が悪いからやめたんだと思ひますけれども、中には取消しをするかどうするかというきわどいところで廃業をするというようなことをござりますけれども、大部分は自発的な廃業が多いのでござりますから、それらにつきましては、どれくらいの迷惑を受けたかということにつきましては、捕獲できないわけでござります。

○森下政一君 私は一体こういう方面には素人でよく知らんのですけれども、証券業者というものは忠実にお客さんの言うなりのことをやつておれば、手数料が確実に儲かる商売であつて、損のない商売ではないかと私は思うのですが、それがつぶれていかんというのには、自分の思想でつぶれるのじゃないですか。

○政府委員(石田正君) これはまあ要するに手数料の問題が根幹のものであります。始終あらゆる面で証券業者の手数料が高過ぎるじやないかという議論があるということは、これは手数料で相当ペイして行くことが根幹になつていると思います。ところが業者と

申しましても、今八百五十もありますから、率直に申しますと、ピンからきりまであるわけです。あるものについては、これは手数料だけで余裕綽々たるものがあるわけです。或るものは手数料だけではとてもやれない。小さなものになると、売買専門でなければ手数料から採算的に成立しない、こういうことがあるわけです。そこで今申しますから、従いまして要するに株の売買等においてうまく行かなかつたということは大部が小さなものでありますから、だと思ひます。併しそういうふうなのは手数料だけでやつて行ける種類のものであるかというとそうではないのです。むしろ売買で儲けることはどうも相当主眼にしているところではないだらうか、かように考へるわけです。

○森下政一君　これは私は素人の議論をしてあなたがたから笑われるかも知れませんが、一休みながら売買して思惑をやつて、先で大いに相場が上るから大いに儲かるというようなことを主眼にしている証券業者なんていうものの大体作ることがよくない。そうではないですか。投資家を本当に保護しようと、証券を民主化しようというならば、本當の手数料だけで商いをして行くのが証券業者である。だから自己の計算で困惑で売買をやる。そうして自分がつぶれてたくさん投資家に対して迷惑をかけるなんていうものを営業させることのがいかんのである。そういう目的を達成せねことになるのじやないですか。そんなことを言うたら笑

○政府委員(右田正君) これは我々は大体お話を伺つてございまして、これはやはり手数料を以て立つては、証券業者としての将来向うべき途である、こういうふうに思つて実験は指導いたしております。それから現在におきましては、二つありますて、手数料だけではやつて行けないところのものと、それから手数料でやつて行けるけれども、そのほかに売買をするというのございますが、これは大体あとのものについては、手数料でなるだけ抑しているわけであります。ところが困つてしまふのは手数料ではないところの業者が相当多い、こゝいう実情であろうかと思ひます。勿論これは手数料を高くしますれば或る程度やつて行けることになりますが、証券業者というのはこういう法律ができましたが、これはお叱りを受けるかも知れませんが、大体取次をするとこういうことになる。要するに日本での高い手数料を取つたのでは、今度お客様のほうがたまつたものではない、これらは手数料を高くしますれば或る程度やつて行けることになりますが、こういうことを主体としてまあ取引なんなかができるおつた。それをこれによりまして、急にそういう方向転換がなされるというものが新法の趣旨だつたと申しますけれども、実態はそう法策ができたからすぐなるというところまでついていないというのが実態でありまして、それをどういうふうに処置して行くかということが当面の問題であつたから努力して行くつもりでありますけれども

も、実態は必ずしもそういうふうには
できておらなかつたということに問題
があると思います。

○森下政一君 今日はこれだけで打合
つておきます。

○委員長(大矢半次郎君) それでは正
法案に対する質疑は本日はこの程度で
とどめます。

なお念のために申上げておきまよ
が、明日の委員会には開業銀行の小林
縦裁と中山理事、輸出入銀行の山際常
裁等が出席するはずであります。ちよ
つと速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(大矢半次郎君) 速記を始
て下さい。

本日はこれを以て散会いたします。

午後四時五十五分散会

六月二十四日予備審査のため、本委
会に左の事件を付託された。

一、昭和二十八年度における特定
路整備事業特別会計の歳出の財源
の特例に関する法律案

一、特別減税国債法律案

一、漁船再保険特別会計における漁
船再保険事業について生じた損
を補てんするための一般会計か
する繰入金に関する法律の一部
改正する法律案

昭和二十八年度における特定道政
整備事業特別会計の歳出の財源
特例に関する法律案

昭和二十八年度における特定道政
路整備事業特別会計の歳出の財
源の特例に関する法律案

政府は、特定道路整備事業特
別会計の歳出の財源に充てるため
の特例に関する法律案

中記速

○委員長(大矢半次郎君) 速記を始め
て下さい。

午後四時

卷之二

全集の専化

昭和二十九年度における特定機関整備事業特別会計の歳出の財源

の特例に

一、特別減稅國債法案

船再保險

を補てんするための一般会計から

致正する

卷之三

整備事務

特例に関する法律案

日和一

路整備事業特別会計の歳出の時

1

会計の歳出の財源に充てるため、

昭和二十八年度に限り、一般会計
から二十五億円を限度として、同
特別会計に繰り入れることができ
る。

政府は、前項の規定による繰入金については、後日特定道路整備事業特別会計から、その繰入金に相当する金額に達するまでの金額を、予算の定めるところにより、一般会計に繰りもどさなければならぬ。

この法律は、公布の日から施行する。

特別減稅匡債法案

(特別減税国債の発行)
第一條 政府は、産業投資特別会計の歳出の財源に充てるため、昭和二十八年度において、二百億円を限り、当該特別会計の負担において、特別減税国債を発行することができる。
2 特別減税国債の利率は、四年分とし、その償還期限は、五年以内とする。
3 特別減税国債の応募者に対するは、特別減税国債減税票を交付す
る。

4 前三項に規定するもの及び特別減税国債の応募者たる個人又は法人に対する所得税又は法人税の輕減に関する事項を除く外、特別減税国債及び特別減税国債減税票に關する事項は、大蔵省令で定める。

第二条 特別減税国債の応募者たる 〔所得稅の輕減〕

昭和二十八年六月二十五日

個人に対しても、次条及び第四条の規定により、昭和二十八年分の所得税額（所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）第五十五条から第五十七条の二までの規定による利子税額、過少申告加算税額、無申告加算税額及び重加算税額並びに国税徵收法（明治三十年法律第二十一号）第九条第三項の規定による延滞加算税額に相当する所得税額を除くものとし、災害被害者に対する租税の減免、徵收猶予等に関する法律（昭和二十二年法律第七百七十五号。以下「災害減免法」という。）第二条の規定により所得税額の軽減を受ける場合は、軽減後の税額とする。以下「昭和二十八年分の所得税額」といいう。）につき、その応募した特別減税国債の額面金額の合計額の百分の二十五に相当する所得税額（当該所得税額が昭和二十八年分の所得税額の百分の二十に相当する場合には、当該金額に相当する所得税額）を軽減する。

税法第二十六条第一項の確定申告書又は同法第二十九条第一項若しくは第二項の申告書の提出の日（昭和二十八年分の所得税額で同日後に納付し、又は徵収されるものがある場合には、当該所得税額については、その納付又は徵収の日）までに（その日が昭和二十九年三月三十一日後である場合には、同日までに）、政府に提出しなければならない。

前項の規定による特別減税申請書の提出があつた場合には、政令で定めるところにより、所得税法第三十条から第三十四条まで、第四十五条又は第四十七条の規定により納付し、又は徵収される所得税額につき軽減を行う。

（給与所得又は退職所得の源泉徵収額についての軽減）

第四条 特別減税国債の応募者たる個人は、昭和二十八年中の支給に係る給与所得（所得税法第九条第一項第五号に規定する給与所得をいう。以下同じ。）又は退職所得（所得税法第九条第一項第六号に規定する退職所得をいう。以下同じ。）について、所得税法第三十八条、第三十八条の二又は第四十条の規定により徵収されるべき所得額につき軽減を受けようとする場合には、政令で定めるところにより、当該給与所得又は退職所得の支払者を経由し、その應募した特別減税国債の額面金額の合計額その他必要な事項を記載した特別減税申請書に、特別減税国債減税票（第四項の規定による特別減税未済証明書の交付を受けた場合に

は、当該証明書)を添え、昭和二年十二月三十一日までに、政府に提出しなければならない。

2 紙と所持又は退職所得の支払を受け取った場合には、当該申請書は、その受取の日において同項の規定により政府に提出されたものとみなす。但し、政令で定めるところにより、当該申請書が政令で定めるところにより、当該申請書が政府に到達しなかつた場合には、この限りでない。

3 第一項の規定による特別減税由請書の提出があつた場合には、当該申請書の提出を経由した給与所得又は退職所得の支払者が所得税法第三十八条、第三十九条の二又は第四十条の規定により徴収すべき所得税額につき、その百分の二十に相当する金額を限度として、政令で定めるところにより、軽減を行う。

4 前項の規定の適用がある場合において、第一項の規定による特別減税申請書に記載された特別減税額の額面金額の合計額の百分の二十五に相当する金額が当該申請書の提出を経由した給与所得又は退職所得の支払者が支払う給与所得又は退職所得につき前項の規定により軽減された所得税額の合計額をこえるときは、政府は、政令で定めるところにより、当該給与所得又は退職所得の支払を受ける者に対し、特別減税未済証明書を交付する。

期又は第二二期において納付すべき所得税額につき第三条の規定による軽減を受けた場合において、その軽減を受けた日後に災害その他引きなかつた事由が生じたことに因り、同法第二十六条第一項、第二十六条の二又は第二十九条第一項若しくは第二項の規定による申告書に記載された昭和二十八年分の所得税額が同法第二十二条第一項又は第二十二条第一項に規定する七月予定申告書又は十一月予定申告書に記載されるべき当該所得税額の見積額に比して減少したため、当該軽減を受けた金額が当該所得税額の百分の二十に相当する金額をこえることとなつたときは、そのこえる金額については、第二条の規定にかかわらず、これを輕減する。

は、当該証明書)を添え、昭和二年十二月三十一日までに、政府に提出しなければならない。

2 紙と所持又は退職所得の支払を受け取った場合には、当該申請書は、その受取の日において同項の規定により政府に提出されたものとみなす。但し、政令で定めるところにより、当該申請書が政令で定めるところにより、当該申請書が政府に到達しなかつた場合には、この限りでない。

3 第一項の規定による特別減税由請書の提出があつた場合には、当該申請書の提出を経由した給与所得又は退職所得の支払者が所得税法第三十八条、第三十九条の二又は第四十条の規定により徴収すべき所得税額につき、その百分の二十に相当する金額を限度として、政令で定めるところにより、軽減を行う。

4 前項の規定の適用がある場合において、第一項の規定による特別減税申請書に記載された特別減税額の額面金額の合計額の百分の二十五に相当する金額が当該申請書の提出を経由した給与所得又は退職所得の支払者が支払う給与所得又は退職所得につき前項の規定により軽減された所得税額の合計額をこえるときは、政府は、政令で定めるところにより、当該給与所得又は退職所得の支払を受ける者に対し、特別減税未済証明書を交付する。

期又は第二二期において納付すべき所得税額につき第三条の規定による軽減を受けた場合において、その軽減を受けた日後に災害その他引きなかつた事由が生じたことに因り、同法第二十六条第一項、第二十六条の二又は第二十九条第一項若しくは第二項の規定による申告書に記載された昭和二十八年分の所得税額が同法第二十二条第一項又は第二十二条第一項に規定する七月予定申告書又は十一月予定申告書に記載されるべき当該所得税額の見積額に比して減少したため、当該軽減を受けた金額が当該所得税額の百分の二十に相当する金額をこえることとなつたときは、そのこえる金額については、第二条の規定にかかわらず、これを輕減する。

期又は第二二期において納付すべき所得税額につき第三条の規定による軽減を受けた場合において、その軽減を受けた日後に災害その他引きなかつた事由が生じたことに因り、同法第二十六条第一項、第二十六条の二又は第二十九条第一項若しくは第二項の規定による申告書に記載された昭和二十八年分の所得税額が同法第二十二条第一項又は第二十二条第一項に規定する七月予定申告書又は十一月予定申告書に記載されるべき当該所得税額の見積額に比して減少したため、当該軽減を受けた金額が当該所得税額の百分の二十に相当する金額をこえることとなつたときは、そのこえる金額については、第二条の規定にかかわらず、これを輕減する。

ととなつたときは、そのこえる金額については、政令で定めるところにより、第二条の規定にかかわらず、これを軽減する。

第六条 特別減税国債の応募者たる法人に対しては、次条の規定により、この法律施行の日から昭和二十九年三月三十一日までの間に法人税法(昭和二十一年法律第二十号)第十八条から第二十一条までに規定する申告書の提出期限の到来する場合における当該申告書の提出に因り納付すべき法人税額(以下「法人税額」という。)の規定による申告書に係る同法第二十三条又は第二十四条に規定する申告書の提出に因り納付すべき法人税額及びこれらの申告書に係る同法の規定による更正又は決定があつた場合において徴収される法人税額を含み、同法第四十二条から第四十三条の二までの規定による利子税額、過少申告加算税額、無申告加算税額及び重加算税額並びに国税徴収法第九条第三項の規定による延滞加算税額に相当する法人税額を除く。以下次条第二項において同じ。)につき、その応募した特別減税国債の額面金額の合計額の百分の二十に相当する法人税額(当該法人税額が法人税法第十条第一項又は第十条の二の規定による所得税額又は法人税額の控除前の当該申告書に記載すべき各事業年度の所得に対する法人税額(以下「控除前

の各事業年度の所得に対する法人税額(以下「法人税額」という。)の百分の二十に相当する金額(この法律施行の日から二十九年三月三十日までの間に法人税法第十八条から第二十一条までに規定する申告書の提出期限が二回以上到来しない法人について、昭和二十八年四月一日からこの法律施行の日の前日までの間に提出期限の到来するこれらの条に規定する申告書に係る控除前の各事業年度の所得に対する法人税額の百分の二十に相当する金額を加算した金額)をこえる場合には、当該金額に相当する法人税額(以下「法人税額」といふ。)を軽減する。

二十一條の規定による申告書に記載すべき法人税額については、並該事業年度の所得に対するこれと基準法人税額を控除した金額に生ずる法人税額による。

3 第一項に規定する申告書の提出期限は、法人税法第十八条第一項若しくは第二十一條第一項但書又は災害減免法第八条の規定により申告書の提出期限が延期される場合には、当該延期前の申告書の提出期限による。

第七条 特別減税国債の応募者たゞ法人が、法人税額につき軽減を受けようとする場合には、政令で定めるところにより、その応募した特別減税国債の額面金額の合計額その他の必要な事項を記載した特別減税申請書に、特別減税国債減税額を添え、その控減を受けようとする法人税額の納付又は徵収の日（その日が昭和二十九年三月三十一日後である場合には、同日）までに、政府に提出しなければならない。

2 前項の規定による特別減税申請書の提出があった場合には、政令で定めるところにより、前条第一項に規定する申請書の提出に因り納付すべき法人税額につき軽減を行う。

（特別減税国債の譲渡損等の特例）

第八条 法人がその応募した特別減税国債につき前二条の規定によりて、当該特別減税国債をその発行の日（以下「発行日」という。）から四年以内に譲渡したときは、その

譲渡価額(当該譲渡価額が左の各号に掲げる金額に満たない場合は、当該金額)がその帳簿価額に満たない場合におけるその不利益額、当該特別減税国債につき帳簿価額を減額したときは、その減額した額は、法人の各事業年度の所得の計算上、損金に算入しない。

一 発行日から一年以内に譲渡した場合には、当該特別減税国債の額面金額の百分の七十九に相当する金額

二 発行日から一年を経過した日から一年以内に譲渡した場合は、当該特別減税国債の額面金額の百分の八十五に相当する金額

三 発行日から二年を経過した日から一年以内に譲渡した場合は、当該特別減税国債の額面金額の百分の九十五に相当する金額

(特別減税国債に対する価格変動準備金に関する規定の適用)

第九条 特別減税国債(当該特別減税国債の応募者たる個人又は法人が有するものに限る。)に対する租税特別措置法昭和二十一年法律第十五号第五条の九第一項又は第五条の十第一項の規定の適用については、その額面金額をその価額のみなす。

(利子税額、加算税額等についての特例)

税額又は法人税額の輕減が行わる場合において、第三条第一項は第七条第一項の規定による特減税申請書の提出の日までの期間に係る所得税法第五十五条若しくは法人税法第四十二条又は国税収法第九条第三項の規定による法人税額又は延滞加重算税額及び当該所得税額又は法人税額に係る所得税法第五十七条第一項から第三項まで若しくは第五十七条の二第二項から第三項まで又は法人税法第四十三条若しくは第四十三条の二の規定による過少申告加重算税額、無申告加重算税額又は重加算税額又は、当該輕減前の所得税額又は人税額を基礎として計算するものとする。

前項に規定するものの外、この法律の規定により所得税額又は法人税額の輕減が行われた場合における所得税法又は法人税法の規定による申告書の記載事項その他の賦徴税又は法人税の申告、納付、徴収、還付又は充当について必要なある場合には、政令そぞらの法律の特例を設けることができる。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

漁船再保險特別会計における漁船再保險事業について生じた損失を補てんするための一般会計からなる繰入金に関する法律の一部を改正する法律案

漁船再保險特別会計における漁船再保險事業について生じた損失を補てんするための一般会計からなる繰入金に關する法律の一部を改正する

一部を改正する法律

漁船再保険特別会計における漁船
再保険事業について生じた損失を補
てんするための一般会計からする繰
入金に関する法律(昭和二十八年法
律第二十九号)の一部を次のように
改正する。

本則中「五千万円」を「七千万円」
に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行す
る。

昭和二十八年七月四日印刷

昭和二十八年七月六日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局